㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
丸森町（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市美馬町字池ノ浦九三の一、字後谷三〇の四、字梅ケ久保一六の一、字丈寄四四一の一、四四一の四から四四一の六まで、四四四、字惣後二の一、二の三から二の五まで、六、一〇、字立見山一七〇、一七四の四、字中山二一の七、字西段一六九の一、字奥谷二一の一、二一の三、二七の一から二七の三まで、字西大佐古二の三、三、五、九、一〇、一二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字池ノ浦九三の一（次の図に示す部分に限る。）、字後谷三〇の四、字梅ケ久保一六の一（次の図に示す部分に限る。）、字丈寄四四一の一、四四一の四から四四一の六まで、四四四、字惣後二の一・二の三から二の五まで・六・一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字立見山一七〇、一七四の四、字西段一六九の一（次の図に示す部分に限る。）、字奥谷二一の一、二一の三、二七の一から二七の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市穴吹町穴吹字井西三六の一、三七の一、三八の一、三九の一、三九の二、四〇から四二まで、四五、四六、四七の一、四七の三、四七の四、四九の一、四九の二、五六、五七、五九の一、五九の三、字魚帰四八の一、四八の二、四九の二、四九の五、四九の六、五〇から五二まで、五五から五七まで、六〇、六一の二、六一の三、字杉ノ尾一七、一八の一、一八の二、一九の一、三〇の一、三〇の二、三一の一、三一の二、三二、三七、四一の一、四二の一、四二の二、四三の一、四四、四八、五三から五五まで、五六の一、五七の一、五七の三、五七の四、五八、六〇の一、六〇の二、六〇の四から六〇の六まで、六一の一、六一の二、六二の一、六二の四、六三の一、六三の二、六四の一、六四の三、六四の四、六七から六九まで、字福谷七七の一、七八の一、八〇の一、八〇の三、八二、八八の一、八八の二、八九の一、八九の二、九〇の一、九〇の二、九一の一、九一の二、九二の一、九二の三、穴吹町口山字仕出原四四四の一、四四五の一、四四六の一、四四六の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字池ノ浦九三の一（次の図に示す部分に限る。）、字後谷三〇の四、字梅ケ久保一六の一（次の図に示す部分に限る。）、字丈寄四四一の一、四四一の四から四四一の六まで、四四四、字惣後二の一・二の三から二の五まで・六・一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字立見山一七〇、一七四の四、字西段一六九の一（次の図に示す部分に限る。）、字奥谷二一の一、二一の三、二七の一から二七の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十月十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5291号	第二種マスト灯　ＮＬＳＭ－２Ｗ	伊吹工業株式会社	大阪府大阪市旭区高殿１丁目７番28号
第5292号	第二種舷灯（紅）　ＮＬＳＬ－２Ｒ	〃	〃
第5293号	第二種舷灯（緑）　ＮＬＳＲ－２Ｇ	〃	〃
第5294号	第二種紅色閃光灯　ＮＬＳＦ－２Ｒ	〃	〃

○北海道開発局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十三日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号	留萌市船場町二丁目一一五番二から同市船場町二丁目三番一地先まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年十月二十三日

○北海道開発局告示第百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定による評価の業務の全部の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年十月二十三日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　業務を廃止した登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
住宅アイアンドアイサービス株式会社

二　業務を廃止した登録住宅性能評価機関の住所
北海道札幌市中央区南一条西十丁目四番